

【申請にあたっての注意事項】
診療・検査医療機関設備整備事業
(令和5年10月1日以降対象分)

下記内容をご確認の上、申請いただきますようお願いいたします。

募集期間

○個人防護具以外:令和5年11月17日(金)～令和6年2月14日(水)

○個人防護具:令和6年2月15日(木)～令和6年2月29日(木)

1. 補助対象及び条件について

- ・厚生労働省令和5年9月15日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」に基づく外来対応医療機関に相当する診療・検査医療機関が対象です。
- ・令和6年3月31日までに新型コロナウイルス感染症患者を診療した実績があることが条件となります。(診療・検査医療機関は疑い患者も含めて対応するものであるため、検査した結果陰性であった患者への対応も実績とします。)
- ・補助対象期間は、令和5年10月1日(又は10月1日以降の診療・医療機関指定日)以降となります。
- ・診療実績がない場合は、補助金の返還が必要となります。
- ・令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年4月1日から9月30日までに本事業(帰国者・接触者外来等設備整備事業含む)による補助を受けた医療機関は個人防護具のみ対象です。

2. 補助対象設備について

個人防護具以外

申請期間:令和5年11月17日(金)～令和6年2月14日(水)

(1)HEPAフィルター付空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る)

- ・HEPAフィルター付であり、かつ、陰圧対応可能である空気清浄機が対象です。
- ・一般的な家庭用空気清浄機等は対象外です。
- ・陰圧に必要な設置工事費(ダクト工事等)も補助対象となります。
- ・空気清浄機本体に陰圧機能がついているもののみが対象となり、専用のブースとセットで陰圧対応するものは対象外です。

(2)HEPAフィルター付パーティション

- ・交換用フィルターは対象外です。

(4)簡易ベッド

- ・発熱外来患者の対応にあたり緊急的・一時的に設置する簡易なベッドが対象です。
- ・診察台や入院患者用等のベッドは対象外です。

(5)簡易診療室及び付帯する備品

・簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置する物であって、新型コロナウイルス感染症疑い患者等に外来診療を行う診療室をいいます。(待合室のみの整備は対象となりません。)

・緊急的かつ一時的なものであるため、今後断続的に診察を行うために整備するものは補助対象外です。申請される場合、5類移行後の10月以降にも関わらず、緊急的かつ一時的に簡易診療室を設置する理由を申請時に提出いただき、県で妥当性を審査します。

- ・改修・改築や建築等の工事は対象外です。
- ・付帯備品のみの申請はできません。
- ・付帯備品は、簡易診療室と一体的に整備し、当該簡易診療室において発熱外来を実施する上で必要最小限のもののみ対象とします。
- ・令和2年度以降に本事業による補助を受けた医療機関は、10月以降のリース料等は対象になりません。ただし、整備した設備を撤去する場合の費用は補助対象となり得ますので、申請前に県までご相談をお願いします。

(6)その他

- ・同じ設備を2つ以上整備する場合は、整備理由書を提出してください。
- ・令和6年3月31日までに納品、設置された設備が対象です。補助対象期間以降に納品されたものは、補助対象となりません。

個人防護具

申請期間(予定):令和6年2月15日(木)~令和6年2月29日(木)

(3)個人防護具(マスク・ゴーグル・ガウン・グローブ・キャップ・フェイスシールド)

- ・個人防護具の補助は、県が医療機関に確保病床の確保を依頼している期間(段階1~3)に使用したものに限りです。
- ・申請の際は、令和5年10月以降の使用実績と2月15日以降の使用見込みで申請をお願いする予定です。申請を予定されている場合、別紙様式により、個人防護具の使用実績を記録しておいてください。
- ・マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールドのみ対象とします(シューズカバー、アームカバー、プラスチックガウン等は対象外です。)
- ・備蓄は対象外です。
- ・診療・検査医療機関に従事する医師や看護師等の使用分が対象です。入院患者への対応や

一般外来で使用するものと区別してください。

3. その他

- ・期限を過ぎての申請は受付出来ませんので、申請期限を厳守してください。
- ・申請は奈良県電子自治体共同運営システム電子申請サービス(e-古都なら)のみで受け付けます。郵送等での受付は行いませんのでご注意ください。
- ・申請書等記入にあたっては、記入例を参考に記載間違い、記載漏れのないようご注意ください。
- ・補助事業完了後に、補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合は、速やかに報告する必要があります。(第7号様式)
- ・また、補助金に係る消費税等仕入控除税額があることが確定した場合、当該消費税等仕入控除税額を県に返還してください。
- ・補助事業の実施により取得した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄することはできませんので、ご注意ください。
- ・また、知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付していただくことがあります。
- ・本事業に関する書類は、事業完了後5年間保管する必要があります。
- ・本補助事業は、国庫補助事業であり、会計検査院の検査の対象です。